

特定空家等の手続きの流れ

		手順	市	所有者等	
認定前	空家把握	○苦情・相談の受付	内容確認		
	データベース整備 (法10条) (法11条)	○現地調査(外観等の初動調査) ↓ ○所有者等の把握	現地確認 所有者確認		
	助言・指導 (法12条)	○適正管理の文書送付	●適正管理の文書・連絡票の送付 受領	→ 到達 ↓ ●連絡票 ←	
判断	立入調査 (法9条)	○立入調査(特定空家等の判断) 協議会	●立入調査をすることを通知 ※協議会(認定に向けた意見聴取) 身分証明書(様式1)の携帯	→ (立入調査の5日前までに) 到達	
	助言・指導 (法14条1項)	○助言・指導	●助言・指導の通知	→ 到達	
認定後 (改善すれば認定解除)	勧告 (法14条2項)	○勧告 ↓ 相当の猶予期限	●勧告書(様式2)の通知 ↓ 税務課へ情報提供 ↓ 固定資産税の住宅用地特例の対象外	→ 到達	
	命令 (法14条3項)	○命令にあたる事前の通知	※協議会の開催(所有者不明の場合一略式代執行を行うか) ●命令前の事前通知(様式3)	→ 到達 ↓	
		○意見書の提出、公開による意見聴取の機会	公開による意見聴取 受領	← ●公開による意見の聴取の請求 【交付(様式3)を受けた日から5日以内】 ← ●意見書 【設定期限内】 ←	
	代執行 (法14条9項) (法14条10項)	○命令 ↓ ○標識の設置及びその旨を公示	●命令の通知(様式4) ↓ 標識(様式5)の設置、公報の掲載、その他市町村が認める方法で命令が出ている旨を公示	→ 到達	} 審査請求 } 行政訴訟
		○戒告書による通知 ↓ ○代執行令書による通知	●代執行の戒告(様式6)の通知 ●代執行令書(様式7)の通知	→ 到達 → 到達	
○略式代執行の公告 (市の掲示板、官報への掲載) ↓ ○行政代執行 ↓ ○略式代執行		執行責任者証(様式8)の携帯			
	○代執行に要した費用の徴収	○(所有者判明後)費用の徴収	(略式代執行の場合)民事訴訟	⇔ (略式代執行の場合)民事訴訟	